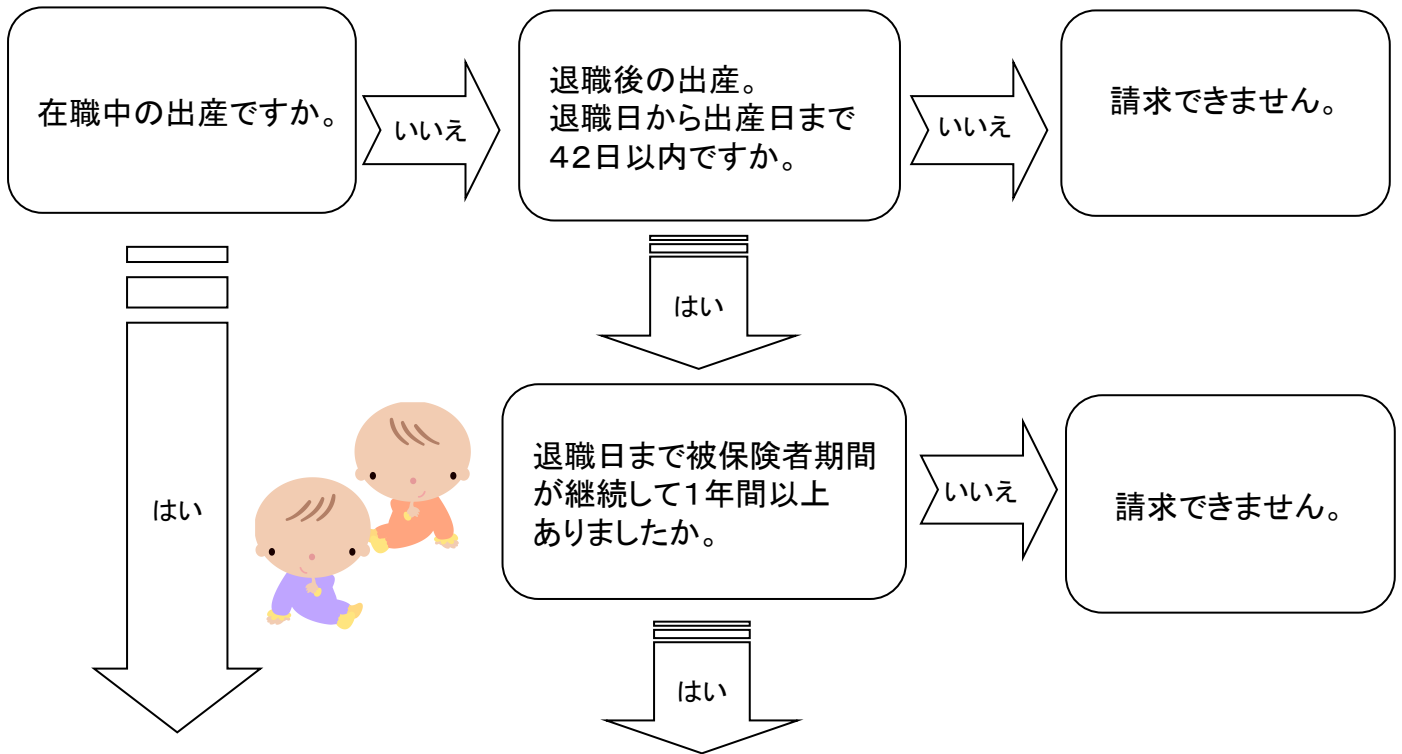


出産手当金・出産手当金付加金を申請される方へ

1. 下記の事項をよくお読みになってから申請してください。



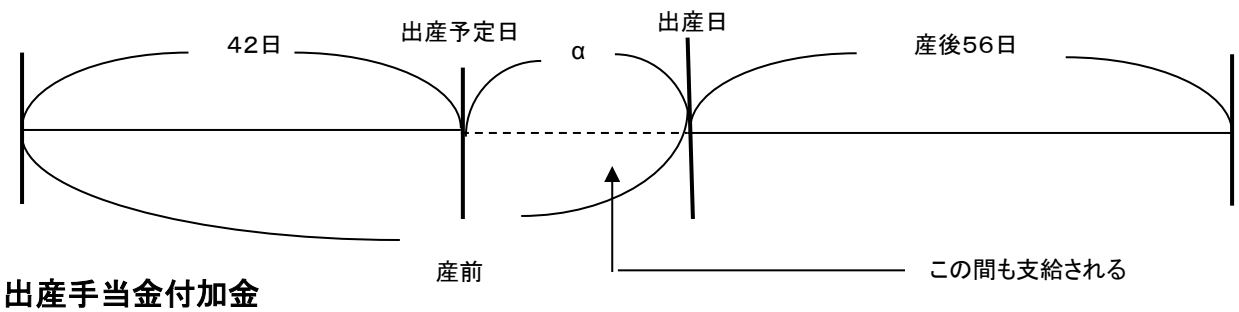
申請手続きをしてください。

- ・在職者の方は請求書を事業主[NECマネジメントパートナーに社会保険業務を委託している会社にお勤めの方は同社人事サービス事業部へ、それ以外はお勤めの会社の総務人事部門])に提出してください。出向者は出向元会社がお勤め会社となります。
- ・退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

2. 出産手当金とは

出産手当金

被保険者が出産のために会社を休み給料の支払いを受けなかった場合は、出産日以前42日間（多胎妊娠の場合は98日間）出産日後56日間の計98日（多胎妊娠の場合は154日）の範囲内で1日につき給付金の計算方法に基づき支給されます。さらに出産予定日より後に出産した場合にもその間の出産手当金は支給されます（出産日は産前に含まれます）。



被保険者期間中の出産手当金には付加金が支給されます。支給額は法定分と付加金をあわせて標準報酬日額の80%です。ただし、被扶養者がいない方が健康保険を使って入院をしたとき、その期間の付加金は支給されません。